

真鶴町お試し移住体験事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、真鶴町（以下「町」という。）への移住希望者が、移住・定住する前に実際に町に訪れ、町の暮らしを体験するため、地域住民との交流又は伝統文化行事等への参加、町の各種施設の利用体験や町の教育や子育て等の施策・サービスの説明を受けることで、町への移住の検討をすることができるお試し移住体験事業（以下「移住体験」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 町への移住を希望又は検討する者
- (2) 貸付住宅 日常生活を営むための家具什器を備え、手軽に移住体験をすることができるように町が無料で貸し付ける住宅で、次に定めるところによる。

名称	位置	建築年	構造	床面積・間取
くらしかる真鶴	真鶴町真鶴 453番地5	昭和43年	木造2階建	128.89㎡ 5K ※但し旧店舗部分 (28.52㎡)を除く

(暴力団の排除)

第3条 前条に規定する移住希望者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であってはならない。

(体験申込)

第4条 移住体験を希望する移住希望者は、真鶴町お試し移住体験申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

(体験承認)

第5条 町長は、前条の規定による申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、真鶴町お試し移住体験（承認・不承認）決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）を交付する。

(契約)

第6条 前条に規定する決定通知書の交付を受け、貸付住宅の借受けを希望する移住希望者（以下「借受者」という。）は、貸付住宅の使用契約を貸付住宅使用貸借契約書（様式第3号）により移住体験の開始日7日前までに町長と締結し、貸付住宅を借り受けるものとする。

(体験期間)

第7条 移住体験期間は、1週間とし、決定通知書に記載された期間とする。ただし、災害、疾病その他町長が特に認めたときは、その期間を変更することができる。

(参加料)

第8条 移住体験の参加料は、次に掲げるとおりとする。

区分	金額
参加料	利用1回当たり40,000円

- 借受者は、前項の参加料を移住体験開始日の前日（前日が土日・祝日の場合は、その前の平日）までに町に納付しなければならない。
- 前項の規定により納めた参加料は、これを還付しない。ただし、災害、疾病その他町長が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 借受者は、貸付住宅内に備え付けられている備品については無料で利用することができる。ただし、飲食及び日常生活にかかる消耗品、その他施設に備えていない物品等については、移住希望者が負担するものとする。

(借受者の遵守事項)

第9条 借受者は、前条第1項による参加料を納めた後に、町長から貸付住宅の鍵を受け取り、貸付住宅を借り受けるものとする。この場合において、借受者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 留守や就寝時に施錠するなど貸付住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- 火気の取扱いに注意するとともに、備付けの備品、什器類等を適切に取り扱うこと。
- 借受者は、貸付住宅周りの除草や清掃を適宜行い、貸付住宅を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- ごみは、決められたルールに従い排出すること。

(5) 借受者は、移住体験期間が満了したときは清掃を行うとともに、直ちに貸付住宅の鍵を町長に返却すること。

(6) その他、貸付住宅の借用に関し町長が必要と認める事項

(行為の制限)

第10条 借受者は、移住体験期間中、貸付住宅内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。

(2) 転勤などの職務上の異動において貸付住宅を利用すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。

(5) 文書、図書及びその他の印刷物を貼付又は配布すること。

(6) 宗教の普及、勧誘、儀式及びその他これに類する行為をすること。

(7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(8) 施設の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。

(9) 施設を増築又は改築すること。

(10) 建物内で犬、猫その他動物を飼育すること。ただし、盲導犬、介助犬、聴導犬等の補助犬についてはこの限りでない。

(11) その他貸付住宅の借用にふさわしくない行為をすること。

(移住体験の承認の取消し)

第11条 町長は、移住希望者が次のいずれかに該当する場合には、第5条の規定による承認を取り消すことができる。

(1) 第4条の申込又は第6条の手續に虚偽の事実があることが判明したとき。

(2) 第9条及び前条の規定に違反する行為があったとき。

(貸付住宅の明渡し)

第12条 借受者は、移住体験期間の終了又は前条の規定に基づき承認が解除された場合にあっては、直ちに貸付住宅を明け渡さなければならない。この場合において、申込書に記載された身元保証人は、借受者と連帯してその責任を負うこととする。

2 借受者は、借受者の責に帰すべき事由により、貸付住宅又は設備を破損、汚損又は滅失等をしたときは、貸付住宅を原状回復しなければならない。

3 借受者は、第1項前段の明渡しをするときには、明渡しの日を事前に町長に通知しなければならない。

4 町長は、第1項後段の規定に基づき借受者が行う原状回復の内容及び方法について借受者と協議するものとする。

(貸付住宅への立入り)

第13条 町長は、貸付住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他の貸付住宅の管理上特に必要があるときは、借受者の承諾がなくても貸付住宅内に職員を立入りさせることができるものとする。

2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第14条 借受者は、移住体験期間中において故意又は過失により貸付住宅又は設備若しくは備品等を破損、汚損又は滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

2 前項の規定による貸付住宅又は設備若しくは備品等を破損、汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(事故免責)

第15条 貸付住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該貸付住宅又は貸付住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。